

「連結納税制度」

コントロールタワー

回数	内 容	ページ
第 1 回	テーマ1. 連結納税制度の概要 テーマ2. 連結納税制度の選択 テーマ3. 連結納税開始前における留意点 テーマ4. 連結所得金額・連結法人税額の計算	P 2 ~ P 2 3
第 2 回	テーマ5. 連結所得計算上の留意点① テーマ6. 連結所得計算上の留意点② テーマ7. 連結所得計算上の留意点③ テーマ8. 連結法人税額の計算 テーマ9. 連結納税制度のその他の留意点	P 2 4 ~ P 5 7
第 3 回	テーマ10. グループ通算制度の概要 テーマ11. グループ通算制度開始における留意点 テーマ12. 通算制度における所得金額等の計算	P 5 8 ~ P 1 0 6

※ 上記カリキュラムの回数割・内容等については、講師の授業進度等により変更される場合があります。予めご了承ください。

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、令和2年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しております。

「連結納税制度」

CONTENTS

テーマ1	連結納税制度の概要	2
	■連結納税制度の概要を把握する	
テーマ2	連結納税制度の選択	6
	■連結納税の選択手続とメリット・デメリット	
テーマ3	連結納税開始前における留意点	12
	■連結納税を開始する前の留意点を確認する	
テーマ4	連結所得金額・連結法人税額の計算	20
	■連結所得金額から連結法人税額までの計算の流れ	
テーマ5	連結所得計算上の留意点①	24
	■減価償却、貸倒引当金、連結法人間取引の計算	
テーマ6	連結所得計算上の留意点②	32
	■租税公課関連項目の調整	
テーマ7	連結所得計算上の留意点③	36
	■連結グループ全体で計算するものを確認する	
テーマ8	連結法人税額の計算	48
	■連結法人税額はどのように計算するのか	
テーマ9	連結納税のその他の留意点	52
	■地方法人税や消費税、地方税の取扱い	

テーマ10 グループ通算制度の概要 58

■グループ通算制度の概要を把握する

テーマ11 グループ通算制度開始における留意点 68

■グループ通算制度を開始する際の留意点を確認する

テーマ12 通算制度における所得金額等の計算 74

■所得金額や法人税額の計算を学習する

「連結納税制度」

テーマ1	連結納税制度の概要	2
テーマ2	連結納税制度の選択	6
テーマ3	連結納税開始前における留意点	12
テーマ4	連結所得金額・連結法人税額の計算	20
テーマ5	連結所得計算上の留意点①	24
テーマ6	連結所得計算上の留意点②	32
テーマ7	連結所得計算上の留意点③	36
テーマ8	連結法人税額の計算	48
テーマ9	連結納税のその他の留意点	52
テーマ10	グループ通算制度の概要	58
テーマ11	グループ通算制度開始における留意点	68
テーマ12	通算制度における所得金額等の計算	74

1

連結納税制度の概要

連結納税制度の概要を把握する

■ 1 連結納税制度とは

法人税法では、一の法人ごとに所得金額・法人税額を算定・納付する単体課税を原則としていますが、一定の資本関係を有する企業グループについては、グループ単位で法人税を負担するという考え方も実態に則していることから、選択により連結納税制度の適用を認めています。

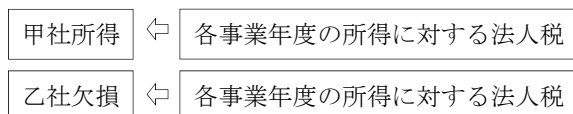
■ 2 連結納税制度の効果

親会社では毎期所得が発生し、子会社では毎期欠損が発生している場合、連結納税制度の適用を受けることによって、グループ全体として納付する税金を抑えることができます。

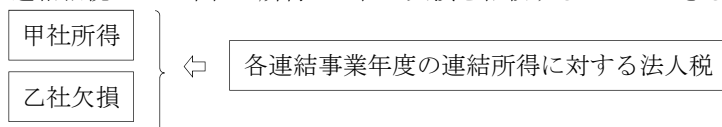
これを利用して、例えば、組織再編成の過程で単一の法人が複数の法人となった場合でも、グループ全体の税負担が増加することを防止することができます。また、株式交換等で完全子会社化することにより、グループ全体の税負担を軽減することも可能です。

このように、連結納税には組織再編成を促進する効果もあります。

- ① 単体納税・・・甲社の所得と乙社の欠損は相殺できない。



- ② 連結納税・・・甲社の所得と乙社の欠損を相殺することができる。



■ 3 対象法人

連結納税制度は、連結親法人となる法人と連結子法人となる法人との間に完全支配関係がある場合に適用することができます。

(注) 完全支配関係

内国法人が他の内国法人の発行済株式等の全部を保有する場合における当該内国法人と当該他の内国法人との関係をいいます。

① 連結親法人となる法人

連結納税の承認を受けて連結親法人となる法人は、内国法人である普通法人又は協同組合等に限られます。また、清算中のもの等は除かれます。

なお、他の内国法人による完全支配関係がある内国法人等は、連結親法人となることはできません。

② 連結子法人となる法人

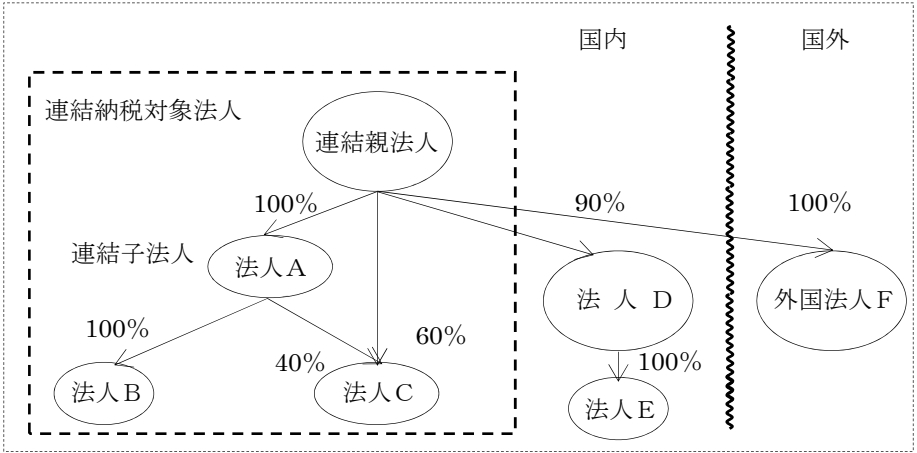
連結納税の承認を受けて連結子法人となる法人は、連結除外法人以外の内国法人です。連結除外法人とは、普通法人以外の法人、破産手続き開始の決定を受けた法人等をいいます。

つまり、連結子法人になる法人は、内国法人である普通法人に限られます。

なお、清算中であっても連結納税は可能です。

連結納税は強制適用されるものではなく、任意に適用を選択することができます。
ただし、連結納税を選択する場合には、完全支配関係のある子法人のすべてをその対象としなければならず、任意に対象法人を選択することはできません。

【具体例】



第1章 連結納税制度の概要

■ 4 連結納税による申告・納付

連結納税では、連結親法人がまとめて、連結法人税額の申告・納付を行います。

(1) 連結確定申告（法81の22）

連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、連結確定申告書を提出しなければならない。

（注）連結事業年度（法15の2）

連結法人に係る連結親法人の事業年度（連結親法人事業年度）開始の日から終了の日までの期間が該当します。

なお、連結子法人は、連結確定申告書の提出期限までに「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」を、その本店又は主たる事務所の所轄税務署長に提出しなければなりません（法81の25）。

(2) 連結中間申告（法81の19）

連結親法人（普通法人に限る。）は、その連結事業年度が6月を超える場合には、その連結事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し、連結中間申告書を提出しなければならない。

連結中間申告は、前期実績に基づいて中間納付額を計算した申告書によるほか、単体納税の場合と同様に仮決算方式による申告も認められています。

(3) 納 付（法81の26, 27）

(1)、(2)の申告書を提出した連結親法人は、申告書に記載した法人税額があるときは、申告書の提出期限までに、その金額を国に納付しなければならない。

(4) 連帯納付責任（法81の28）

連結子法人は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税について、連帯納付の責めに任ずる。

(5) 提出期限の延長（法81の24）

連結親法人が、定款等の定めにより、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に当該連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合等には、納税地の所轄税務署長は、その連結親法人の申請に基づき、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限を2月間（一定の場合は税務署長が指定する月数の期間）延長することができる。

（注）災害等があった場合の提出期限の延長

災害等があった場合の提出期限の延長も、同様の規定がある。

■ 5 グループ法人税制との比較

連結納税は、グループ法人税制と同様、完全支配関係のある企業グループが前提となりますので、グループ法人税制として適用される規定は、基本的に連結納税においても適用されることになります。

一方で、連結納税特有の取扱いにより、単体納税に比べて有利になるもの・不利になるものが生じるため、メリット・デメリットを十分に検討する必要があります。

また、グループ法人税制は納税者の意志に関わらず強制的に適用されますが、連結納税制度は任意に適用を選択できる点も大きな違いと言えます。